

令和5年12月

犯罪収益移転危険度調査書

【概要版】

- 犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会は、毎年、特定事業者等が行う取引の種別ごとに、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）を毎年作成・公表している。
- 特定事業者は、調査書の内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。
- 本資料は、令和5年12月に公表された調査書を概要版としてまとめた資料であり、より詳細な内容については調査書の全体版を御参照いただきたい。

目次

1. 令和5年調査書の概要	①
2. 調査書目次と主な記載事項	② ~ ⑤
3. 我が国の環境	⑥
4. マネー・ローンダリング事犯等の分析 (主体、手口、疑わしい取引の届出)	⑦ ~ ⑯
5. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	⑰ ~ ⑳
6. 商品・サービスの危険度	㉒ ~ ㉔

1. 令和5年調査書の概要

はじめに（経緯・目的・概要）			
第1 危険度調査の方法等			
第2 我が国の環境			
1. 地理的環境	2. 社会的環境	3. 経済的環境	4. 犯罪情勢等
第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析			
主 体		手 口	疑わしい取引の届出
1. 暴力団 2. 特殊詐欺の犯行グループ 3. 来日外国人犯罪グループ		1. 前提犯罪（窃盗、詐欺等） 2. マネー・ローンダリングに悪用された 主な取引等	1. 業態別の通知件数
第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度			
取引形態	国・地域	顧客属性	
1. 非対面取引 2. 現金取引 3. 外国との取引	1. FATF声明により対抗措置が要請されている国・地域（危険度が特に高い）イラン・北朝鮮 2. FATF声明により対策の欠陥を指摘されている国・地域（危険度が高い）ミャンマー	1. 暴力団等 2. 国際テロリスト（イスラム過激派等） 3. 非居住者 4. 外国の重要な公的地位を有する者 5. 法人（実質的支配者が不透明な法人等）	
第5 商品・サービスの危険度			
他の業態よりも 相対的に危険度が高い取引	●預金取扱金融機関が取り扱う 商品・サービス ●資金移動サービス ●暗号資産	他の業態よりも 相対的に危険度が高いと 見込まれる取引	●電子決済手段
危険度が認められる取引	●保険 ●投資 ●信託 ●金銭貸付け	●外貨両替 ●ファイナンスリース ●クレジットカード ●不動産	●宝石・貴金属 ●法律・会計関係サービス ●郵便物受取サービス ●電話受付代行 ●電話転送サービス
第6 危険度の低い取引（規則第4条で規定する簡素な顧客管理が許容される取引）			
今後の取組			

項目		主な記載事項
	はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査書の経緯・目的・概要 ○ 分析結果の概要 ○ 主な変更点 <ul style="list-style-type: none"> ・ FATF勧告対応法の概要【NEW】
第1	危険度調査の方法等 FATFガイド ンス 本危険度調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク要素 ○ 評価プロセス ○ 調査の方法 ○ 調査に用いた情報
第2	我が国の環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国を取り巻く地理的環境（位置、面積等） ○ 我が国を取り巻く社会的環境（人口、外国人入国者数、在留外国人数等） ○ 我が国を取り巻く経済的環境（経済規模、金融規模等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な経済制裁措置関連国に関する疑わしい取引の年間通知件数【NEW】
	犯罪情勢等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内犯罪情勢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯認知件数等 ・ サイバー事案等（インターネットバンキングに係る不正送金事犯、ランサムウェア、サイバー攻撃、検挙状況） ○ テロ情勢
第3	マネー・ローンダリング事犯等の分析 主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団 ○ 特殊詐欺の犯行グループ <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等【NEW】 ○ 来日外国人犯罪グループ <ul style="list-style-type: none"> ・ 来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢等

項目		主な記載事項
第3	マネー・ローンダリング事犯等の分析	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前提犯罪（窃盗、詐欺等） <ul style="list-style-type: none"> ・ ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等 【NEW】 ○ マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等
	手口	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業態別の疑わしい取引の年間通知件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例 ・ 都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等
第4	取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非対面取引 ○ 現金取引 ○ 外国との取引 <p style="text-align: right;">} 危険度の低減措置等を更新</p>
	国・地域と危険度	<ul style="list-style-type: none"> ○ FATF声明により対抗措置が要請されている国・地域 北朝鮮、イラン ○ FATF声明により対象となる国・地域から生じるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域 【NEW】 ミャンマー ○ FATFのメンバーシップが停止された国・地域 【NEW】 ロシア <p style="text-align: right;">【R5(2023).6 FATF全体会合時点】</p>
	顧客の属性と危険度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団等 …… 匿名・流動型犯罪グループについて記載 ○ 国際テロリスト（イスラム過激派等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク(更新) ○ 非居住者 ○ 外国の重要な公的地位を有する者 ○ 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

項目

主な記載事項

第5

商品・サービスの危険度

危険性の認められる主な商品・サービス

- 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス
 - ・ 電子決済等取扱業者等【NEW】
 - ・ SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン【NEW】
- 保険会社等が取り扱う保険
- 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等
- 信託会社等が取り扱う信託
- 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け
- 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス
- 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段【NEW】
- 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産
 - ・ 暗号資産をめぐる国際的動向等について(更新)
- 両替業者が取り扱う外貨両替
- ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース
- クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード
 - ・ クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化に向けた検討状況【NEW】
- 宅地建物取引業者が取り扱う不動産
- 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属
- 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス
- 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行
- 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス
- 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス
- 【枠囲い】 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段(更新)
- 【枠囲い】 カジノ

項目

主な記載事項

危険度を低下させる要因

- 資金の原資が明らか
- 顧客等が国又は地方公共団体
- 法令等により顧客等が限定されている
- 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている
- 会社等の事業実態を仮装することが困難
- 蓄財性がない、又は低い
- 取引金額が規制の敷居値を下回る
- 顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている

第6

危険度の低い取引

危険度の低い取引の種別

- 金銭信託等における一定の取引
- 保険契約の締結等
- 満期保険金等の支払
- 有価証券市場（取引所）等において行われる取引
- 日本銀行において振替決済される国債取引等
- 金銭貸付け等における一定の取引
- 現金取引等における一定の取引
- 社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設
- スイフト（SWIFT）を介して行われる取引
- ファイナンスリース契約における一定の取引
- 現金以外の支払方法による貴金属等の売買
- 電話受付代行における一定の取引
- 国等を顧客とする取引等
- 司法書士等の受任行為の代理等における一定の取引

今後の取組

—

所管行政庁、特定事業者等の今後の取組

3. 我が国の環境

環境	調査・分析結果
地理的環境	<ul style="list-style-type: none"> 我が国は、北東アジアと呼ばれる地域にある島国 他国との間での人の往来や物流は海空港を經由して行われ、全国の海空港では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。
社会的環境	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の総人口は令和4年10月1日現在で約1億2,495万人となっており、12年連続で減少しているほか、総人口に占める65歳以上人口の割合は29.0%と過去最高となり、他の先進諸国と比較しても最も高い水準 令和4年の外国人入国者数は約420万人で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための水際対策が緩和されたことにより、前年に比べ大幅に増加したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年と比べると、約2,700万人（86.5%）減少 令和4年末現在の在留外国人数は約308万人であり、前年末と比べ11.4%増加している。国籍・地域別の在留外国人数をみると、中国が最も多く全体の24.8%を占め、次いでベトナム、韓国の順
経済的環境	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の経済は、世界経済の中で重要な地位を占めている。 米国、中国に次ぐ世界第3位の経済規模 グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。
犯罪情勢等	<ul style="list-style-type: none"> 刑法犯認知件数の総数は、平成15年以降一貫して減少してきたところ、令和4年は60万1,331件と戦後最少となった令和3年を上回っており（前年比5.8%増加）、今後の動向について注視すべき状況 令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢は、ランサムウェアの感染被害が拡大するとともに、我が国の暗号資産関連事業者、学術関係者等を標的としたサイバー攻撃が明らかになり、また、インターネットバンキングに係る不正送金被害が下半期に急増するなど、引き続き極めて深刻な情勢 国際テロ情勢は、世界各地でテロ事件が発生するとともに、海外で邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体） 1/3

- ✓ 令和4年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は726件で、前年と比べ94件増加

区分	年	令和2年		令和3年		令和4年	
		件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
マネー・ローンダリング事犯検挙件数		600	—	632	—	726	—
	組織的犯罪処罰法に係る検挙件数	597	99.5	623	98.6	709	97.7
	麻薬特例法に係る検挙件数	3	0.5	9	1.4	17	2.3

主体

調査・分析結果

暴力団

- 我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングがとりわけ大きな脅威として存在
- 令和2年から令和4年までのマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員等が関与したものについて前提犯罪別にみると、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯が多い。
- 令和2年から令和4年までの犯罪収益の合計金額（金額換算できるものに限る。）をみると、約13億5,000万円で、犯罪収益の形態は現金（預金債権含む。）が検挙件数の75.8%を占めており、1件当たりの犯罪収益金額は約730万円
- 取引等別にみると、内国為替が全体の31.3%を占めているほか、どの商品・サービスも介さずに犯罪収益を現金で受け取るものが21.6%を占めている。
- 暴力団は、経済的利得を獲得するために反復継続して犯罪を敢行しており、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体） 2/3

主体

調査・分析結果

- ・ 特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、いわゆる「架け子」、「受け子」、「出し子」、「現金回収・運搬役」、「リクルーター」、「犯行ツール調達役」等の役割分担を細分化させるとともに、指示役と実行役との間の指示・連絡に秘匿性の高い通信手段を用いるなどして犯行の手口を一層巧妙化させた上、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用して、組織的に詐欺を行っている。
- ・ 自己名義の口座や、偽造した本人確認書類を悪用するなどして開設した架空口座等を不正に譲渡する者がおり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。
- ・ 犯行グループに対して、預貯金口座や携帯電話を不正に譲渡する者や、電話転送サービス等の提供を行うなどしている悪質な事業者の存在も依然として認められる。

【枠囲い】特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等

- ・ 令和4年中の特殊詐欺の認知件数は17,570件、被害額は370.8億円と、前年に比べて共に増加し、被害額は8年ぶりに増加に転じるなど深刻な情勢
- ・ 特殊詐欺の犯行グループが関与したマネー・ローンダリング事犯では、被害金は、現金の受領のほか、架空・他人名義口座に振り込ませるものが多いが、現金の振込み以外にも電子マネー利用権（前払式支払手段）を不正入手する事例もみられる。
- ・ 振込先の口座に振り込まれた被害金は、被害発覚後に金融機関等により当該口座が凍結されることを回避するため、犯人によって入金直後に払い戻されたり、他口座へ送金されたり、複数の口座を経由して移転されたりする傾向があるほか、暗号資産口座に移転される事例がみられる。
- ・ 移転先となる口座の名義は、個人名義、法人名義、屋号付きの個人名義等のほか、外国人が帰国時等に売却した口座が利用されるなど様々

<特殊詐欺の犯行グループが関与したマネー・ローンダリング事犯>

- 詐取金を架空・他人名義口座に振り込ませ、現金を払い出すもの
- 詐取金を架空・他人名義口座に振り込ませた後、別の銀行口座に送金する、又は暗号資産交換業者の口座に送金して犯人が管理するアカウントに入金するもの
- 不正に入手したキャッシュカードを使用してATMを操作し、犯人が管理する架空・他人名義口座に送金した後、現金を払い出すもの
- 不正に入手したキャッシュカードを使用してATMを操作し、暗号資産交換業者の口座に送金し、犯人が管理するアカウントに入金するもの
- 不正に入手した電子ギフト券（前払式支払手段）を、電子ギフト券の売買等を仲介するサイトを通じて売却し、販売代金を犯人が管理する口座に入金するもの

特殊詐欺の
犯行グループ

4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体） 3/3

主体

調査・分析結果

- 外国人が関与する犯罪には、法制度や取引システムの異なる他国に犯罪収益が移転することによってその追跡が困難となるほか、来日外国人等で構成される犯罪グループがメンバーの出身国に存在する別の犯罪グループの指示を受けて犯罪を敢行するなどの特徴がある。また、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることがあり、巧妙化・潜在化する傾向を有する。
- 令和4年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、来日外国人によるものは108件で、全体の14.9%を占めている。過去3年間の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙件数について国籍等別にみると、中国及びベトナムが多く、特に中国が全体の半数近くを占めている。
- 前提犯罪別にみると、詐欺が最も多く、次いで窃盗、入管法違反の順となっており、取引等別にみると、内国為替取引が最も多く、次いでクレジットカード、現金取引、前払式支払手段の順となっている。
- 過去3年間の疑わしい取引の届出の通知件数は、国籍等別ではベトナム及び中国に関する届出が多く、特にベトナムに関する届出が近年大幅に増加

【枠囲い】来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢等

▶ 来日ベトナム人犯罪の検挙状況等

来日ベトナム人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数を前提犯罪別にみると、詐欺が26.9%と最も多く、次いで窃盗が20.5%、入管法違反が19.2%の順となっている。また、悪用された取引等別にみると、内国為替取引が28.6%と最も多い。

<来日ベトナム人による主なマネー・ローンダリング事犯の検挙事例>

- SNSを利用して外国送金の依頼を受け付け、日本国内に開設された架空・他人名義口座に現金を入金させるなどして地下銀行を営んだ。
- 偽造在留カード等の販売代金を架空・他人名義口座に入金させた。
- 窃盗により入手した化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送した。

▶ 来日中国人犯罪の検挙状況等

来日中国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数を前提犯罪別にみると、窃盗が43.2%と最も多く、次いで詐欺が36.7%、電子計算機使用詐欺が10.8%の順となっている。また、悪用された取引等別にみると、クレジットカードが25.3%と最も多く、次いで前払式支払手段が16.0%の順となっている。

<来日中国人による主なマネー・ローンダリング事犯の検挙事例>

- スキミングで不正に入手した情報から偽造キャッシュカードを作成し、同カードを使用して、架空・他人名義口座へ送金した。
- 無許可の風俗店営業において、クレジットカード決済による売上金を架空・他人名義口座に入金させた。
- 代金引換サービスを利用して偽ブランド品を販売し、犯罪収益である売上金を架空・他人名義口座に入金させた。

来日外国人
犯罪グループ

4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 1/5

- ✓ マネー・ローンダリングの前提犯罪の種類によって、生み出される犯罪収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。

前提犯罪

調査・分析結果

- | 犯行形態
犯罪収益 | 調査・分析結果 |
|--------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 窃盗は、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって反復継続して実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例がみられる。 令和4年中における窃盗の被害総額は約585億円 |

窃盗

事例

- 窃盗により得た現金を、事情を知らない知人に両替させ、さらに知人からの振込みを装って犯人名義口座に入金させるもの
- 窃盗により得た現金で電化製品を購入し、さらに同電化製品をフリーマーケットアプリで売却するもの
- 窃盗により得た物品を、フリーマーケットアプリで架空・他人名義アカウントを利用して売却し、売却代金を架空・他人名義口座に入金させるもの
- ヤードに持ち込まれた自動車盗難品であることを知りながら買い取り、保管するもの
- ベトナム人グループ等が、窃盗により得た化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送するもの

犯行形態
犯罪収益

- 特殊詐欺をはじめとする詐欺は、国内外の犯行グループ等によって反復継続して実行されており、多額の犯罪収益を生み出している。
- 令和4年中における詐欺の被害額は約877億円

詐欺

事例

- 住宅ローン融資金をだまし取るに当たり、偽造書類等を用いて不正に開設した架空・他人名義口座に、住宅ローン融資金を入金させるもの
- 詐取金を犯人名義口座に入金させ、同詐取金で暗号資産を購入した後、第三者名義の暗号資産ウォレットへ移転するもの
- 公的給付金を対象とした詐欺の犯罪収益の振込先にするために、実体のない法人を設立し、当該法人名の口座を開設して悪用するもの
- 詐欺の犯罪収益の振込先にするために、架空・他人名義口座を開設して悪用するもの

4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 2/5

前提犯罪

調査・分析結果

犯行形態
犯罪収益

- 電子計算機使用詐欺には、犯人が、不正な手段で入手した他人のキャッシュカードを用いてATMを操作し、又はインターネットバンキングを利用するためのID・パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセスを行い、架空・他人名義口座から犯人が管理する口座に振込みを行う不正送金事犯がある。
- 令和4年中におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害額は、約15億1,950万円

電子計算機
使用詐欺

事例

- 中国に存在する犯罪組織がインターネットバンキングを利用するための他人のID・パスワード等を用いて、日本の金融機関に不正アクセスを行い、犯人が管理する架空・他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの
- 不正に入手したスマートフォンにインストールされていた電子マネー利用権（前払式支払手段）決済アプリを不正利用し、本人になりすまして同アカウントに紐付けられた銀行口座から電子マネー利用権をチャージするもの
- インターネット上でファンクラブの会員登録の申込みに際し、年会費の支払方法として不正に入手したクレジットカード情報を入力し、年会費の支払を免れるもの

犯行形態
犯罪収益

- 無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのヤミ金融事犯がみられる。その態様には、多重債務者の名簿に記載された個人情報に基づきダイレクトメールを送り付けるなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、架空・他人名義口座に振り込ませ返済させるもの等がある。
- 令和4年中のヤミ金融事犯の被害金額は55億円を超えるなど、多額の犯罪収益を生み出している。

出資法/
貸金業法違反

事例

- 架空・他人名義、架空の事業者名義等で開設した私書箱に返済金を送付させるもの
- 貸付けに際して借受人に手形・小切手を振り出させ、返済が滞った際に当該手形・小切手を金融機関に持ち込み、架空・他人名義口座に入金させるもの
- 借受人の口座に別の債務者からの返済金を入金させ、その全部又は一部を更に別の債務者へ貸付金として送金させるもの

前提犯罪

調査・分析結果

入管法違反

犯行形態

犯罪収益

- 外国人が正規の出入国者、滞在者、就労資格保持者等を装う目的で在留カードを偽造するもの、偽造された在留カードを所持等するもの、就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんする不法就労助長等がみられる。不法就労助長には、犯人が外国人から旅券等を取り上げるなどして監視下に置き、就労させた人身取引事犯もみられる。
- 偽造在留カード事犯では、かつては中国国内にあった製造拠点が日本国内に置かれ、中国国内にいる指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が様々な国籍の偽造在留カードを日本国内で製造するといった事案が確認されている。指示役は中国国内にいることから、日本国内の製造拠点を摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして新たな製造等の拠点を設けるなど、高度に組織化されている傾向がみられる。

事例

- 偽造在留カードの販売代金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの
- 不法残留する外国人を労働者として紹介した報酬を、架空の賃貸住宅契約に基づく家賃収益と装って受領するもの

常習賭博/
賭博場開張
等図利

犯行形態

犯罪収益

- 花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。
- 令和4年中には、常習賭博事件に関し、売上金等である現金約325万円について没収判決がなされた事例がある。

事例

- オンラインカジノによる賭博事犯において顧客から支払われる賭け金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの
- ゲーム機賭博店における犯罪収益の一部であることを知りながら、遊技台のリース代名目で現金を受領するもの

4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 4/5

前提犯罪	調査・分析結果
------	---------

風営適正化法 /売春防止法 違反	<p>犯行形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力団が違法な風俗店等の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例がみられ、風俗店等の経営が暴力団の資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等をしている外国人が違法に風俗店等で稼働している事例や、暴行、脅迫等を用いて売春を強要された人身取引事犯もみられる。 <p>犯罪収益</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年中には、風営適正化法違反事件に関し、売上金である預金債権合計約5,968万円について、没収判決がなされた事例がある。
	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 無許可の社交飲食店の飲食代金を犯人が経営する別の飲食店に設置されたクレジットカード決済端末で精算させ、その売上金を受領するもの 暴力団員が売春による犯罪収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして受領するもの

薬物事犯	<p>犯行形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流過程にも深く関与していることが強くうかがわれ、覚醒剤密輸入事犯の洋上取引においては、令和元年、約587キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や台湾人らを検挙している。 海外の薬物犯罪組織については、特に中国系、メキシコ系及び西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、薬物事犯は国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっていることがうかがわれる。 <p>犯罪収益</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年中の、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数は23件であり、総額約2,536万円の金銭債権がその対象となっている。また、過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象には、自動車、土地、建物等も含まれ、現金等で得た犯罪収益が、その形態を変えている実態が認められる。
	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 覚醒剤の密売を行っていた密売人が、代金を架空・他人名義口座に入金させるもの 大麻等の密売により得られた犯罪収益と知りながら、口座に入金させ、ATMを利用して現金化するもの

【枠囲い】 ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等

1 FATFレポート（2023年3月）について

(1) ランサムウェアの現況、特徴等

- ・ ランサムウェア攻撃に関連する資金移転は、近年世界規模で急激に拡大し、それに応じてランサムウェアに関連するマネー・ローンダリングも増加
- ・ 被害者の半数以上は、政府・公共機関、医療、工業製品及びサービス分野であり、近年は、エネルギー、金融、通信及び教育機関も標的

(2) ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等の特徴

- ・ ランサムウェア攻撃による対価支払や、その後のマネー・ローンダリングはほとんどが暗号資産を通じて行われ、暗号資産交換業者が利用されることが多い。
- ・ ランサムウェア攻撃者は暗号資産の国際的な性質を利用して、大規模かつほぼ瞬時に国境を越えた取引を行い、時にはマネー・ローンダリング等対策を講じている金融機関を介さずに取引することもある。
- ・ 多くのランサムウェアネットワークが、マネー・ローンダリングリスクの高い国・地域とつながっており、このような国・地域で収益を預金化又は現金化している。

(3) 各国に求められる対策等

- ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリングの犯罪化
- 暗号資産交換業者を含めた民間セクターが、疑わしい取引の届出等、適切な予防措置を講じる。
- 国際的な連携の強化 等

2 疑わしい取引の届出を行う際の着眼点

ランサムウェア被害者による支払に関する指標

- ・ ランサムウェア復旧を扱うサイバーセキュリティコンサルティング企業又はインシデント対応企業への仕向送金
- ・ 同企業による第三者の代理での暗号資産購入
- ・ ランサムウェア復旧を扱う保険会社からの通常とは異なる被仕向送金
- ・ 顧客によるランサムウェア攻撃又は支払に関する申告
- ・ 顧客へのランサムウェア攻撃に関する報道等
- ・ 同一の銀行口座から暗号資産交換業者の複数の口座への大量取引
- ・ 支払明細に「身代金」等の語句やランサムウェアグループの名前を含む
- ・ マネー・ローンダリング等リスクの高い国・地域にある暗号資産交換業者に対する支払
- ・ 暗号資産取引の履歴のない顧客による標準的なビジネス慣行以外の取引
- ・ 顧客が口座の限度額を引き上げた上での第三者への送金
- ・ 顧客が支払にかかる時間について不安や焦りを感じている取引
- ・ 匿名性を強化した暗号資産の購入
- ・ 新規顧客が暗号資産を購入し、口座の残高金額を単一のアドレスに送信

ランサムウェア攻撃者に関する指標

- ・ 最初の大規模な暗号資産移転の後、ほとんど又は全く取引がない
- ・ ブロックチェーン分析により、ランサムウェアとのつながりが判明
- ・ 暗号資産への資金の返還後、即時の引き出し
- ・ ランサムウェアに関係のあるウォレットへの暗号資産の送信
- ・ マネー・ローンダリング等リスクの高い国・地域での暗号資産交換業者の利用
- ・ ミキシングサービスへの暗号資産の送信
- ・ 暗号化されたネットワークの使用
- ・ 顧客情報にプライバシーの高い電子メールアドレスを所有していることが記載
- ・ 認証情報の不整合、又は偽の身元情報での口座開設依頼
- ・ 複数の口座が同一の連絡先とつながっている、アドレスを異なる名前で共有
- ・ 匿名性を強化した暗号資産に関連する取引

4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（悪用された取引）

【マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

年	悪用された取引	内国為替取引	現金取引	預金取引	クレジットカード	前払式支払手段（注1・注2）	暗号資産	法人格	外国との取引（外国為替等）	資金移動サービス	宝石・貴金属	法律・会計専門家	外貨両替	金融商品	合計（件数）
令和2年(件)		110	120	96	20	11	32	14	16	1	2	1	1	0	424
令和3年(件)		208	72	40	40	21	9	16	9	9	2	1	1	2	430
令和4年(件)		266	105	24	55	39	16	6	7	10	1	1	0	0	530
合計(件)		584	297	160	115	71	57	36	32	20	5	3	2	2	1384

注1：令和5年調査書から、電子マネーの名称を前払式支払手段に変更

注2：令和2年及び3年の前払式支払手段の数値は、電子マネーのうち前払式支払手段に該当した取引を計上

○ 検挙されたマネー・ローンダリング事犯の事例及び疑わしい取引として届出が行われた情報を分析した結果

- ・ 内国為替取引が584件、次いで現金取引が297件、預金取引が160件で、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用された取引等の大半を占めている。
- ・ マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義口座に犯罪収益を振り込ませる事例が多くみられる。
- ・ 最終的に、内国為替取引又は預金取引により口座に入金された犯罪収益は現金化され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。
- ・ クレジットカードの不正利用の増加に応じて、クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された件数も増加

4. マネー・ローンダリング事犯等の分析（疑わしい取引の届出）

- ✓ 令和4年中の疑わしい取引の通知件数を届出事業者の業態別にみると、預金取扱金融機関が43万5,728件で届出全体の74.7%と最も多く、次いで貸金業者（4万5,684件、7.8%）、クレジットカード事業者（4万1,106件、7.0%）の順

【業態別の疑わしい取引の年間通知件数】

区分	年	令和2年	令和3年	令和4年
		件数(件)	件数(件)	件数(件)
金融機関等		402,868	495,029	542,003
預金取扱金融機関		342,226	411,683	435,728
銀行等		319,812	390,381	414,651
信用金庫・信用協同組合		19,793	18,461	18,520
労働金庫		300	318	316
農林等		2,321	2,523	2,241
保険会社		2,635	3,458	3,939
金融商品取引業者		17,933	19,718	19,032
貸金業者		25,255	35,442	45,684
資金移動業者		6,040	10,499	20,271
暗号資産交換業者		8,023	13,540	16,550
商品先物取引業者		320	388	318
両替業者		252	201	430
電子債権記録機関		5	7	0
その他		179	93	51
ファイナンスリース事業者		123	163	71
クレジットカード事業者		29,138	34,904	41,106
宅地建物取引業者		7	4	11
宝石・貴金属等取扱事業者		63	48	124
郵便物受取サービス業者		2	0	1
電話受付代行業者		0	0	0
電話転送サービス事業者		1	2	1
合計		432,202	530,150	583,317

【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数】

	令和2年	令和3年	令和4年
捜査等に活用した情報数(件)	325,643	353,832	373,849

都道府県警察において

疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例

特定事業者から届出られた疑わしい取引に関する情報をマネー・ローンダリング事犯若しくは前提犯罪の捜査等に有効活用した事例を紹介

- ✓ 組織的犯罪処罰法違反等事件
- ✓ 詐欺事件
- ✓ 貸金業法違反及び出資法違反事件
- ✓ 薬物事件
- ✓ 入管法違反事件
- ✓ 商標法違反事件
- ✓ 犯罪収益移転防止法違反事件
- ✓ 銀行法違反事件（地下銀行）
- ✓ わいせつ電磁的記録等送信頒布事件

都道府県警察以外の捜査機関等において

疑わしい取引の届出を活用した事件例等

国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断されるものを都道府県警察以外の捜査機関等（検察庁・国税庁・税関・厚生労働省地方厚生局麻薬取締部・海上保安庁・証券取引等監視委員会）に対しても提供しており、内偵捜査や犯罪組織の実態解明、脱税犯の犯則調査等に幅広く活用されている。

5. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 1/5

✓ FATF勧告、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考に、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客属性」の観点から、分析・評価を実施

(1) 取引形態と危険度

形態	記載事項
<p>非対面取引</p> <p>危険度の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非対面取引においては、特定事業者は、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなり、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。 実際、非対面取引において、他人になりすますなどして開設された口座や譲渡された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。 <p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 詐欺により得た犯罪収益を、インターネットを通じた非対面取引により、暗号資産取引用口座に送金した上で、暗号資産を購入した。 違法に複製された商品をインターネットオークションサイトに架空名義で出品し、同サイトで利用される代金支払管理サービスを通じ、非対面取引により代金を支払わせた。
<p>現金取引</p> <p>危険度の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現金取引は、流動性及び匿名性が高く、犯罪収益の流れの解明が困難となる。 実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。 <p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 盗品を架空・他人名義で質屋、古物商等に売却するなどして現金を入手した。 特殊詐欺等で架空・他人名義口座に振り込まれた犯罪収益を、ATMを利用して現金で出金した。

5. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 2/5

(1) 取引形態と危険度

形態

記載事項

危険度の評価

- 外国との取引においては、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて移転された資金の追跡が困難になる。
- 実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングが行われた事例が存在することから、外国との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 適切なマネー・ローンダリング等対策が執られていない国・地域との間で行う取引や多額の現金を原資とする外国送金取引等は危険度が高いと認められる。

外国との取引

事例

- 国内外の金融機関等を悪用（外国送金等）するもの、正規の貿易（物品の輸出入等）を装うもの、実際に資金移動をすることなく、国内外への送金・支払を請け負うもの、キャッシュ・クーリエによるもの、暗号資産の移転を悪用するもの等がある。
- 海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や資金の実態を隠匿しようとするマネー・ローンダリング事犯では、
 - 1回の送金額が1億円を超えることもあるなど高額であること
 - 受取人と送金人で送金の理由が異なること
 - 送金を受けた額のほぼ全額を現金で引き出すこと
 - 送金元から後日組戻し依頼がなされること
 等の特徴が認められる。
- 正規の貿易を装ったマネー・ローンダリング事犯や地下銀行事犯では、
 - 内容虚偽の書面を準備した上、事実と異なる輸出許可を得て国外輸出する
 - 外国で需要が高い物品（自動車、重機等）を正規の貿易を装って輸出して、現地で換金し、実質的に外国へ送金する
 などがあり、現金から物、さらに物から現金へと犯罪収益の形態を転換させるなどの特徴が認められる。

5. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 3/5

(2) 国・地域と危険度

危険度の評価

- F A T F は、マネー・ローンダリング等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、又は欠陥に対処するために策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、F A T F 声明により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請
- 行動要請対象の高リスク国・地域を、いわゆるブラックリストとして公表

北朝鮮	平成23年（2011年）2月から継続して、北朝鮮から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、対抗措置の適用を要請
-----	---

イラン	令和2年（2020年）2月から、イランが国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を締結するための国内担保法をF A T F 基準に沿って整備していないことに鑑み、イランへの対抗措置の一時停止を完全に解除し、対抗措置を適用することを要請
-----	--

ミャンマー	令和4年（2022年）10月から、ミャンマーが資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥への対応が進展していないこと等を踏まえ、加盟国等に対し、ミャンマーから生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを要請
-------	--

- F A T F は、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、マネー・ローンダリング等対策の改善のためにF A T F の監視プロセスに指定された国・地域として公表。当該国・地域との取引で、F A T F が指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。
- 危険性が認められる国・地域との直接の取引以外でも、近隣の国・地域等を経由して最終的にはこれらの国・地域に送金するなどの悪質かつ巧妙な手口もあるため、そのような危険性を踏まえて取引時確認等の措置を的確に行う必要がある。
- 令和5年（2023年）2月のF A T F 全体会合において、ロシアの行動は世界的な金融システムの安全・安定・完全性を促進することを目的とするF A T F の基本原則に容認できない程度に反し、国際協力と相互尊重へのコミットメントへの重大な違反を示しているとして、ロシアのF A T F メンバーシップを停止することを決定

(3) 顧客の属性と危険度①

属性	危険度の評価
<p>暴力団等</p> <p>匿名・流動型 犯罪グループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団等は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、暴力団等にとって不可欠であり、暴力団等によって行われている実態があることから、暴力団等との取引は危険度が高いと認められる。 近年、準暴力団として位置付けられる集団以外に、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団もみられ、治安対策上の脅威となっている。警察では、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、実態解明を進めている。 匿名・流動型犯罪グループは、暴力団等と共存共栄しながら、特殊詐欺等の違法な資金獲得活動を活発化させている実態がみられるほか、こうして得た資金を元手に、性風俗、芸能（AV等）、スカウト等に進出し、マネー・ローンダリングを行ったり、特殊詐欺の人材供給源となったりしている実態もうかがえる。
<p>国際テロリスト（イスラム過激派等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際連合安全保障理事会決議を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。 しかしながら、FATFは、令和元年に公表したレポートにおいて、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。 我が国においても、特定事業者が提供する商品・サービスが、事業者の監視を免れて悪用され得ること等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

5. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 5 / 5

(3) 顧客の属性と危険度②

属性	危険度の評価
非居住者	<ul style="list-style-type: none"> 非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限される。また、非対面で取引が行われる場合や外国政府等が発行する本人確認書類等が用いられる場合は、匿名性も高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難となることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。
外国の重要な公的地位を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有すること、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、汚職対策に関する国ごとの取組に差があること等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。
法人 (実質的支配者が不透明な法人等)	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができることから、法人との取引は危険性があると認められる。 会社形態別にみると、株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすいという特性から、既存の株式会社を悪用される危険性がある。これに対して、持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって維持コストも安価であるという特性から、新たに持分会社を設立するなどして悪用される危険性がある。 実際、詐欺等による犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

6. 商品・サービスの危険度 1/8

✓ 特定事業者は、犯罪収益移転防止法等を踏まえた適切な取組を実施し、取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用されることを効果的に防止することが求められる。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

危険度の評価

- 預金取扱金融機関は、口座をはじめ、預金取引、為替取引、貸金庫、手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。一方、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪収益の收受又は隠匿がなされた事例があること等から、これらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 国際金融市場としての我が国の地位や役割、業界全体の金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計上の数値、国際犯罪組織が関与する事例等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。
- 架空・他人名義口座がマネー・ローンダリング等の主要な犯罪インフラとなっており、口座を提供する預金取扱金融機関は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に不正な取引を検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

電子決済等取扱業者等

- 電子決済等取扱業者等は、銀行等の委託を受けて、当該銀行等に代わって銀行等に預金の口座を開設している預金者との間で、移動させた資金額相当の預金債権額の減少、又は為替取引により受け取った資金額相当の預金債権額の増加を、電子情報処理組織を用いて行うことを営むもの
- 電子決済等取扱業者等の利用者は当該銀行等の預金者に限られ、預金取扱金融機関による各種低減措置も講じられていることから、マネー・ローンダリング等の危険度も預金取扱金融機関が取り扱うサービスと同程度に低減されているものと認められる。

(2) 保険会社等が取り扱う保険

危険度の評価

- 資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

6. 商品・サービスの危険度 2/8

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

危険度の評価

- 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、顧客が株式投資、商品先物取引等を行うための商品・サービスを提供しており、マネー・ローンダリング等を企図する者は、犯罪収益をこれらの商品・サービスを利用して様々な権利等に変えるとともに、犯罪収益を利用してその果実を増大させることができる。
- 金融商品取引業者の中には、ファンドに出資された金銭を運用するものもあるが、組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、その原資を追跡することが著しく困難になることから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(4) 信託会社等が取り扱う信託

危険度の評価

- 信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。また、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。
- 近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

6. 商品・サービスの危険度 3/8

(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け

危険度の評価

- 貸金業者等による貸付けは、犯罪収益の追跡を困難にすることができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 架空の人物等をかたって融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義口座に入金させる事例もあり、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

危険度の評価

- 資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪収益を移転していた事例や悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金（チャージ）をすることで不正な出金を行った事例も認められていること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、全国銀行データ通信システム（全銀システム）への参加資格が資金移動業者に拡大されたこと、資金移動業者の口座への貸金支払（貸金のデジタル払い）が解禁されたこと等決済手段としての利用が拡大している状況を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっているといえる。

6. 商品・サービスの危険度 4/8

(7) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段

- …電子決済手段とは、不特定の者に対して代金の弁済に使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転できるもの等（資金決済法）

危険度の評価

- 電子決済手段は、分散台帳技術を用い得るといった技術的類似点を有する暗号資産と同様に、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有すると認められる。
- 暗号資産よりも価値が安定している上、我が国においても、証券決済での利用に向けた検討が進められているなど、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、世界を含めた今後の社会への流通状況や技術的進歩等、電子決済手段を取り巻く環境に応じて、その危険度も急激に変化する可能性がある。これらを考慮すると、電子決済手段がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いことが見込まれる。

(8) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

危険度の評価

- 暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制を未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。
- 実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を、海外の暗号資産交換業者を経由して移転した後に換金し、架空・他人名義口座に振り込ませていた事例があること等から、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。加えて、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化している中、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせる事例も認められる。こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。

(9) 両替業者が取り扱う外貨両替

危険度の評価

- 外貨両替は、犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、海外で得た犯罪収益である外貨を、事情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(10) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

危険度の評価

- 近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、貸借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(11) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

危険度の評価

- クレジットカードは、現金で得られた犯罪収益を、クレジットカードを利用することにより別の形態の財産に変えることができること、不正に入手したクレジットカード情報を使用して商品の購入を申込んだ上、他人になりすまして受け取るなどにより、犯罪収益の取得について事実を偽装することができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

6. 商品・サービスの危険度 6/8

(12) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

危険度の評価

- 不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、売春や詐欺により得た犯罪収益が不動産の購入費用に充当された事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。

(13) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

危険度の評価

- 宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬や世界中での換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在の追跡が困難であり匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(14) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

危険度の評価

- 郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

6. 商品・サービスの危険度 7/8

(15) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

危険度の評価

- 近年、電話受付代行業者が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(16) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

危険度の評価

- 電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能としており、特殊詐欺により得た犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(17) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス

危険度の評価

- 法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスを利用された事例があること等から、法律・会計専門家が、「宅地又は建物の売買に関する行為又は手続」、「会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続」、「現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分」といった行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

6. 商品・サービスの危険度 8/8

【枠囲い】 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段

- …第三者型前払式支払手段のうち、価値を電子的に移転することが可能であり、このうち高額のチャージや移転が可能なもの

危険度の評価

- 国際ブランドの前払式支払手段では、数千万円のチャージが可能なサービスも提供
- 国際ブランドの前払式支払手段は、同ブランドのクレジットカードの決済基盤を活用して、オンラインでの活用も含め、同ブランドの加盟店で使用することができる仕様となっており、当該クレジットカードと同じサービス機能を提供していることから、マネー・ローンダリング等の観点からは少なくとも同じ危険度があると考えられる。

(前払式支払手段の危険度)

- ✓ キャッシュレス化の進展とあいまって、前払式支払手段が利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて拡大しており、その態様や利用方法は多様である。また、利用に際して本人確認も必要とされていないことから、匿名性が高いといえる。
- ✓ 実際に、マネー・ローンダリングの過程において前払式支払手段が悪用された事例が発生しており、その件数は増加傾向にある。
- ✓ 特に特殊詐欺では、被害者から電子マネー利用権（前払式支払手段）をだまし取った上、だまし取った電子マネー利用権（前払式支払手段）を電子マネーの売買等を仲介するサイトを通じて売却するなどして犯罪収益を隠匿する事例が発生している。

○ **JAFICトップページ**

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

◆ **犯罪収益移転危険度調査書** ◆ **犯罪収益移転防止に関する年次報告書**

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

◆ **疑わしい取引の参考事例**

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/gyosei.htm>

○ **警察白書**

https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/index_keisatsu.html

○ **警察庁が保有する統計等データ（特殊詐欺、組織犯罪、犯罪統計資料等）**

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/index.html>

